

ピカラ光ねっとサービス、ピカラ光でんわサービスおよび
テレビトクシマ・ケーブルテレビサービスに関する利用規約

2020年3月30日

株式会社STNet

ケーブルテレビ徳島株式会社

株式会社STNet（以下「甲」といいます。）とケーブルテレビ徳島株式会社（以下「乙」といいます。）は、ピカラ光ねっとサービス、ピカラ光でんわサービス、テレビトクシマ・ケーブルテレビサービスの3つサービス（以下合わせて「トリオサービス」といいます。）の契約者を対象としたセット割引料金の適用について以下のとおり規約（以下「本規約」といいます。）を定め、トリオサービスを適用します。

第1条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

用語	用語の意味
1 ピカラ光ねっとサービス	甲が、甲の光ネットサービス契約約款に規定する光ネットサービス（徳島県徳島市においてメニュー1（ピカラ光ねっと）及びメニュー2（ピカラ光らいと）の提供プラン1（ホーム）に限りません。また、光ネットサービス（トクシマ移行サービス）契約約款に規定する光ネットサービスは除きます。）
2 ピカラ光でんわサービス	甲が、甲の光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス（徳島県徳島市において提供するものに限りません。）
3 テレビトクシマ・デジタルプラスサービス	乙が、乙の契約約款に規定するデジタルプラスサービス
4 ピカラ光ねっと契約	甲からピカラ光ねっとサービスの提供を受けるための契約
5 ピカラ光でんわ契約	甲からピカラ光でんわサービスの提供を受けるための契約
6 ケーブルテレビ契約	乙からテレビトクシマ・ケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約
7 トリオサービス契約者	同一場所でのピカラ光ねっとサービス、ピカラ光でんわサービス、テレビトクシマ・ケーブルテレビサービスの同時での利用を目的に、ピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約、ケーブルテレビ契約を締結している者
8 セット割引料金適用契約者	トリオサービス契約者のうち、セット割引料金の適用を申込み、甲および乙から承諾を受けた者

第2条（目的）

本規約は、トリオサービスの利用に係るセット割引料金の適用条件について定めるものです。ただし、本規約に定めていない適用条件については、それぞれピカラ光ねっと契約、ピカラ光でんわ契約およびデジタルプラス契約によるものとします。

第3条（規約の変更）

次のいずれかに該当する場合、甲乙が協議の上、本規約を変更することがあります。

- (1) 規約の変更がトリオサービス契約者の利益に適合するとき
 - (2) 変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 甲は、前項の規定による規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日を事前に、規約を変更する旨及びその内容と効力発生日を甲のウェブサイト（<https://www.stnet.co.jp/>）に掲載します。
3. 変更後の規約の効力発生日以降に、トリオサービス契約者が、各サービスを利用したときには、規約の変更に同意したものとみなします。

第4条 (適用条件)

セット割引料金の適用条件は、以下のとおりとします。

- (1) トリオサービス契約者であること
- (2) トリオサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの乙への口座振替であり、かつ同一住所で利用していること
- (3) ただし、キャンペーンなどによりピカラ光ねっとサービスの月額利用料とピカラ光でんわサービスの基本利用料、及びケーブルテレビサービスの利用料が発生していない場合には、適用しないものとする

第5条 (セット割引料金)

セット割引料金は、ピカラ光ねっとサービスの定額利用料、ピカラ光でんわサービスの基本利用料、番号利用料、端末等使用料と各プランのテレビ基本利用料の合計額から以下の料金を減額した料金とします。

プラン	テレビトクシマ・デジタルプラスDX	テレビトクシマ・デジタルプラス	テレビトクシマ・デジタルベーシック	テレビトクシマ・デジタルライト
割引額	月額 800 円 (税込 880 円)	月額 800 円 (税込 880 円)	月額 400 円 (税込 440 円)	月額 400 円 (税込 440 円)

第6条 (承諾)

甲および乙は、前条の申込みを乙が受け付けた順序に従って、承諾するものとします。

2. 甲および乙は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはその申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) トリオサービスの契約約款に定める契約の承諾が認められないと甲または乙が判断する事由に該当するとき
 - (2) 申込み等の内容に記入漏れ又は虚偽の記載があるとき、又は、添付書類に不備があるとき
 - (3) 本規約において定める適用条件に適合しないとき
 - (4) 申込みをした者がトリオサービスの料金及び工事の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき
 - (5) その他トリオサービスの適用にあたって技術上困難な状況又は業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるとき

第7条 (料金の計算方法等)

セット割引料金に係る計算は、ピカラ光ねっと契約によるものとします。

第8条 (情報の取り扱い)

セット割引料金適用契約者は、本規約を適用する目的で、甲乙間で自らの以下各号所定の事項が相互に通知されることを、承諾していただきます。

- (1) 申込みの処理の状況
- (2) トリオサービスの料金と利用明細
- (3) トリオサービスの契約の変更に係る事実 (廃止、移転等)
- (4) トリオサービスの契約内容
- (5) トリオサービス契約者の料金収納状況

(6) トリオサービス契約者からの問合せ内容

第9条（個人情報の管理）

甲および乙は、本規約の適用に伴い取り扱う個人情報を、本規約の目的の範囲でのみ使用又は保存します。

2. 甲および乙は、法律上照会権限を有する者及び令状を持つ官公庁の職員から、個人情報の提供を求められた場合には、これに応じるものとします。

第10条（公表方法）

甲および乙は、本利用規約にて定めたセット割引料金の内容について、各々のホームページ上で公表するものとします。

2. 甲および乙は、第3条に基づく変更があった場合、その内容を遅滞なく、各々のホームページホームページ上で公表するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2007年6月1日から実施します。
- 2 本規約は、2007年6月分のセット割引料金から適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2012年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2014年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2019年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2019年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2020年3月30日から実施します。